

島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の運用
(別記) 担い手集積支援金交付事業における
「国際水準GAP又は美味しまねゴールドの取得について」

制 定：令和2年9月16日付け農第621号

担い手集積支援金交付事業の交付要件については、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別記第4又は第5の定めによるほか、以下に定めるところによるものとする。

第1 交付要綱の別記第4の「農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援」を受ける場合は、同別記第4の1の交付対象者が国際水準GAP又は美味しまねゴールドを取得していること。なお、交付申請時にいずれの認証も取得していない場合は、交付決定後1年以内（ただし、営農実態がない場合は営農開始後1年以内）にいずれかの認証を取得すること。

【交付要綱の別記第4の1（抄）】

農地をまとめて借り入れる認定農業者（集落営農法人を除く）、担い手による広域連携組織等

第2 交付要綱の別記第5の「担い手不在地域への支援」を受ける場合は、同別記第5の1の交付対象者が国際水準GAP又は美味しまねゴールドを取得していること。なお、交付申請時にいずれの認証も取得していない場合は、交付決定後1年以内（ただし、営農実態がない場合は営農開始後1年以内）にいずれかの認証を取得すること。

【交付要綱の別記第5の1（抄）】

農地をまとめて借り入れる認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等

第3 交付対象者は交付決定後に、「国際水準GAP(美味しまねゴールド)要件化事業採択時のアンケート」を行うこと。

附 則（令和2年9月16日）

この通知は、令和2年9月16日から施行し、令和2年4月1日以後に実施する事業から適用する。

国際水準GAP(美味しまねゴールド)要件化事業採択時のアンケート

今年度より、島根県では国や県の事業を活用される方は、事業採択後1年以内に国際水準GAP(美味しまねゴールドを含む)を取得していただくこととなりました。(新規就農等で営農実態がない方は営農開始後1年以内に取得)

そのため、事業主体等のみなさまの国際水準GAP(美味しまねゴールドを含む)の取得状況やスケジュールを把握し、県や関係機関でサポート体制づくりを行うためにアンケートを行うことといたしましたので、ご協力をお願いします。

採択された事業名		
事業採択日		
市町村名		
氏名または団体名		
担当者名(団体のみ)		
連絡先	電話	
	メール又はFAX	

1 取得(予定)している国際水準GAPの種類をお知らせください。(該当に○印)

国際水準GAPの種類	取得済	取得予定
(1) GLOBALG. A. P.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) ASIAGAP	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) JGAP	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 美味しまねゴールド (基本認証ではありません)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

OK ←以上でアンケートは終了です。

※取得予定の方は認証取得後、事業の窓口担当に報告してください。

以上でアンケートは終了です。→ **OK** [設問2へ](#)

2 現在GAPに取り組んでいますか。(該当に○印)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 認証は取得していないが取り組んでいる | <input type="checkbox"/> |
| (2) 美味しまね認証(基本)を取得している | <input type="checkbox"/> |
| (3) 取り組んでいない | <input type="checkbox"/> |

3 美味しまねゴールドで認証取得する品目名をお知らせください。

認証取得品目名	
---------	--

4 美味しまねゴールドの認証取得予定時期(※1)はいつ頃ですか。

年	月
---	---

※1 認証取得のための審査会は年4回で、それぞれ申請書の受付日によって認証取得日が異なります。認証取得にはGAPの取り組みを最低でも3ヶ月以上継続することが必要です。そのため申請時期を決め、逆算してGAPの取組を進めていただく必要があります。(ex.5月が採択日の場合は3月までに取得が必要のため、12月までには申請が必要。)

申請書の受付期間	現地審査期間	審査委員会開催時期 (認証取得日)
1月から3月まで	1月から4月まで	6月または7月
4月から6月まで	4月から7月まで	9月または10月
7月から9月まで	7月から10月まで	12月または翌年1月
10月から12月まで	10月から翌年1月まで	翌年3月

5 取得予定の美味しまねゴールドをどのように取得されますか。(該当に○印)

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| (1) 自力で取得する。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 研修(※2)を受講して自力で取得する。 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 普及員の指導による取得を希望する。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) JA営農指導員の指導による取得を希望する。 | <input type="checkbox"/> |
| (5) その他 () | <input type="checkbox"/> |

※2 島根県では美味しまねゴールドの取得希望者に対して以下の研修会を企画します。

上記(2)(3)(4)を選んだ方には研修のご案内をさせていただきます。

- GAP基礎研修(GAPの必要性や制度について)
- 美味しまね認証取得研修(生産工程管理基準に基づく具体的な取組)

6 連絡事項等ありましたらお知らせください。

--